電子的診療情報連携体制整備加算２に係る掲示について

令和８年６月１日

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

１．オンライン請求を行っています。

２．算定した診療報酬の区分・項目の名称およびその点数または金額を記載した詳細な 明細書を無料で交付しています。

３．オンライン資格確認を行う体制を有しています。

４．オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用できる 体制を有しています。

５．マイナンバーカードの健康保険証利用率が３０％以上あり、マイナンバーカード利 用について、お声掛け、ポスター掲示を行っています。

６．電子処方箋を発行する体制を有しています。

７．医療ＤＸ推進の体制に関する事項および質の高い医療を実施するための十分な情報 を取得・活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所およびホームページに掲載しています。

上記の体制により、令和８年６月１日より「電子的診療情報連携体制整備加算２」を　初診の算定時に月１回に限り９点、再診の算定時に月１回に限り２点を算定いたします。

宮本病院